

境港市民交流センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 境港市民交流センター（以下「センター」という。）の適切な管理運営を図るため、境港市民交流センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、センターの管理運営に関することについて、協議を行い、意見を述べる。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 文化関係団体
- (2) 図書館関係団体
- (3) 防災関係団体
- (4) 福祉団体
- (5) 経済団体
- (6) 青年団体
- (7) 自治会
- (8) 学校・保育園
- (9) 学識経験者
- (10) 公募により選考された者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員の中から副会長1名を会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を生涯学習課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

